

大東秘広第 2427 号
【陳情第 22-063 号】
令和 5 年 4 月 14 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北河内地域協議会
議長 大舩 博之 様
寝大畷地区協議会
議長 澁谷 篤志 様

大東市長 東坂 浩一

要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。令和 4 年 12 月 23 日付けで
ご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

2023(令和 5)年度 政策・制度予算に対する要請について

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

【要 望】

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「北河内地域労働ネットワーク」の活動を活性化
し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連
携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性
をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への
支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援
の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

【回 答】

本市におきましては、市内 3 カ所の地域就労支援センターで専門員が相談にのり、国
や大阪府の関係機関と連携しながら、身近な就労支援の窓口として、相談体制の充実を
図っております。また、平成 28 年度より女性をターゲットとした再就職を促進・支援
するセミナーを実施するとともに、ハローワーク門真や四條畷市等と共催で就職面接会
を実施しているほか、近隣にて参加しやすいよう、定期的に市役所で出張ハローワーク
としてセミナーや就業相談を行うなど、様々な形で女性への就職支援を行っております。

今後におきましても市民ニーズの把握に努め、必要な対策を講じてまいります。

【要 望】

<継続>

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

【回 答】

障害者の雇用につきましては、令和2年度からハローワーク門真及び北河内東障害者就業・生活支援センターと協働し、市役所を会場とするハローワーク出張就労相談を実施し、また令和5年2月にはハローワークと共催で『障害者就職面接会』を総合文化センターにて実施しているところです。この取り組みを通じて、就労に対し意欲のある障害者の得意分野や課題などを参加する支援機関（ハローワーク門真、北河内東障害者就業・生活支援センター、本市）が把握することで、障害者と企業との雇用のマッチングの機会を増やし、障害者雇用を促進してまいります。

また、就職が決まった障害者の就労継続の支援としては、障害福祉サービスにおける「就労定着支援制度」を活用していただくことで、就労定着支援事業所が障害者（利用者）をサポートする取り組みを行っております。

今後も、北河内東障害者就業・生活支援センターや企業、本人、障害福祉サービス事業所等が求めているニーズを的確に把握するとともに、更なる関係機関との連携を強化することで、「障害者雇用ゼロ企業」を減らし、身体・知的・精神全ての障害者の一般就労及び職場定着につながるよう、取り組んでまいります。

また、本市においては障害者雇用を促進するため、知的障害者及び精神障害者を対象とし、市役所内における就業体験を通じて就労意欲を高め、就労後の職場定着を図ることを目的とした障害者インターンシップ事業を行っております。

障害者インターンシップ事業の修了者の中には一般企業に就職し、職場で活躍されている人もおられます。

今後においても、企業で活躍される障害者の増加につながるよう障害者インターンシップ事業を通じ、障害者ご本人が自身の得意分野を把握し自信を持っていただくとともに、一般企業への就職や就職後の定着につながるよう関係機関との連携の強化することで、一貫した総合的な支援を図ってまいります。

<補強>

(2)男女共同参画社会の実現に向けて

【要 望】

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

【回 答】

本市では、令和元年度からの10年間を計画期間として平成31年3月に「第4次大東市男女共同参画社会行動計画（カラフルプラン）」を策定しております。令和5年度には中間見直しとして改訂を予定しており、その際には「おおさか男女共同参画プラン

(2021-2025)」を反映させ、各種施策に取り組んでまいります。

また、毎年度、庁内の関係部署で構成する幹事会を開催しており、情報共有や意見交換を行うなど、連携に努めているところです。今後も、庁内で意思統一を図りながら取り組んでいくと共に、市民に対し男女共同参画社会実現の重要性や理解促進に努め、プランをはじめとする様々な情報を発信してまいります。

【要 望】

＜新規＞

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

【回 答】

本市では、令和4年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施した結果、「正規雇用」の割合は、女性よりも男性の方が高く、実際の生活において「生活費を得るのは夫」、「家庭内の仕事は妻」と大部分において役割分担が行われている現状が明らかになりました。

第4次大東市男女共同参画社会行動計画の中で、市男性職員の育児休業取得率を指標のひとつとして掲げ、計画の実施状況について「大東市男女共同参画推進条例」の定めにより、毎年1回公表するなど、計画の実効性を高めるべく進行管理に努めています。

また、大東市事業所人権推進協議会と協働し、女性活躍推進法及び育児介護休業法についてもその趣旨、内容を広く周知してまいります。

段階的に改正される育児・介護休業法につきましては、従業員が仕事と介護の両立支援制度を知らないがゆえに退職してしまうという不本意な事態を防ぐためにも、同法の関連制度の存在を周知することは重要であると認識しております。

また、男性の育児休業取得の促進は、男性の働きやすい職場づくりだけではなく、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境に繋がります。今後は国や府の関係機関と連携し、啓発や周知に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

【回 答】

働き方改革関連法については、平成31年3月に大阪労働局および大阪府等との共催により、市内中小企業を対象に「働き方改革セミナー&個別相談会」を実施し、多くの企業に参加いただき、周知いたしました。「同一労働同一賃金」関連法や「改正労働施策総合推進法」も同様に、大阪労働局、大阪府、大東商工会議所等とも連携し、広報誌への掲載など機会をとらえ、企業ならびに労働者へ周知したいと考えております。

ハラスメントの相談窓口の設置につきましては、市民や企業のニーズを注視し、関係機関と連携しながら対応を検討してまいります。

【要 望】

＜補強＞

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

【回 答】

企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあり、重要な課題であると考えております。

今後は、国や府などの関係団体と連携し、企業へ周知・啓発を行い、また支援事例の提供やセミナーの実施など、必要な施策についても検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

【要 望】

＜継続＞

① ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

【回 答】

本市の基幹産業であるものづくり産業の育成強化については、「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」をもとに、様々な取組を行っております。

具体的には、令和3年度より「DAITO DOUKI CAMPUS ものづくり専門カリキュラム」事業を開始いたしました。ものづくり企業、大学等の支援機関の参画のもと企画・実施し、ものづくり産業の維持・強化を図りたいと考えております。

これらに併せ、教育訓練機関における従業員の研修等、スキルアップにかかる費用の補助制度等を引き続き実施してまいります。

【要 望】

＜継続＞

② 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

【回 答】

中小企業で働く若者の技能向上に資する「DAITO DOUKI CAMPUS ものづくり専門カリキ

ュラム」を引き続き実施するとともに、教育訓練機関における従業員の研修などスキルアップにかかる費用の補助制度などについて、引き続き職業能力開発機関と連携し、周知してまいります。

【要 望】

＜継続＞

③事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

【回 答】

事業継続力強化のための支援体制を構築するため、大東商工会議所が本市と連携し、令和4年3月18日に大阪府から事業継続力強化支援計画の認定を受けたところです。今後は、引き続き市内の事業所に対してのセミナー実施等を通して、事業継続計画（BCP）策定の周知・支援に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

【回 答】

「パートナーシップ構築宣言」の取組につきましては、大東商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、周知・啓発を行ってまいります。

また、下請法をはじめとする関係法令の周知に努めるとともに、必要に応じて関係機関へ要請を行ってまいります。相談体制につきましては、現在全国48か所に設置された「下請かけこみ寺」において、対面相談以外に電話相談やオンライン相談が可能な体制を構築されておりますので、引き続き継続を求めています。

【要 望】

＜継続＞

(3)公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

【回 答】

公契約条例につきましては、国の法的整備が優先されるべきものと考えております。公契約条例の有効性並びに必要性等について検証しつつ、今後どのように位置付けられていくのか、国や大阪府等の動向を注視してまいります。

【要 望】

＜新規＞

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【回 答】

海外での中核的労働基準の遵守および人権デュー・デリジェンスの必要性につきましては、関係機関と連携し周知・啓発してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

【要 望】

＜継続＞

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

【回 答】

本市では、第 8 期大東市総合介護計画（計画期間：令和 3 年度～5 年度）において、基本目標の一つに「地域包括ケアシステムの強化・充実」を掲げ、①地域包括支援センターを中心に、地域全体で高齢者を総合的にサポートできる体制の構築、②地域における課題の把握や、関係機関・担当者同士の連携促進に向けた地域ケア会議の推進、③年齢や能力によって分け隔てられることなく、すべての住民がともに支え合う地域の実現を目指した福祉意識の向上等の課題に取り組んでいます。

なお、同計画の策定に際して、アンケート形式の高齢者実態把握調査やパブリックコメントなどを実施しており、令和 4 年度にも第 9 期大東市総合介護計画（計画期間：令和 6 年度～8 年度）の策定に先立ち高齢者実態把握調査や居宅介護支援事業所を対象としたアンケート調査を実施したところです。これらにより被保険者等の要望や意見、実情の把握、及び高齢者施策への意見の反映に努めています。

第 9 期計画は、高齢者実態把握調査の結果に加え本市の高齢者数、高齢化率、要支援要介護認定者数、介護（予防）サービスの給付実績、給付費の推計等を基礎資料として令和 5 年度中に策定することとなりますが、その策定に当たっては「大阪府高齢者計画 2021」を始めとした関連計画の進捗状況等も念頭に置きつつ、本市の課題等について府と共有し、協力しながら地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に努めてまいります。

【要 望】

＜新規＞

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

【回 答】

生活困窮者自立支援制度の理念である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困

窮者を通じた地域づくり」を着実に実施していくためには、その実務を担う職員の育成を行うことが不可欠です。

本市の人材養成研修としては、厚生労働省主催の「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」や大阪府主催の「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び債務整理相談対応やひきこもり支援に係る研修、大阪府こころの健康総合センター主催の相談支援・依存症対策研修等に積極的に参加しており、相談支援員が高い倫理と正しい姿勢を身につけ、さまざまな状況に対応できる実践力を磨くことができるよう、継続的に人材養成研修に取り組んでまいります。

【要 望】

＜継続＞

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定検診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

【回 答】

本市では平成27年度から健康大東21（第2次）計画に基づき、各種検診の受診率向上に努めているところです。特に、令和5年度から、各種がん検診の無料化や受診勧奨を強化するなどの取り組みを進めております。なお、受診間隔につきましては、科学的根拠に基づくがん検診の実施について、ガイドラインに基づき実施しているものであることから、当面はガイドラインに沿った実施方法で進めてまいりたいと考えております。

また、AYA世代の満15歳以上満40歳未満で健診を受ける機会のない市民を対象に、40歳未満健診を実施しております。

「健活10」や「アスマイル」については、様々な機会にパンフレットでの周知を行っております。今後もホームページやSNS等を活用しながらタイムリーな情報配信を行うなど、引き続き周知に努めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて（★）

【要 望】

＜継続＞

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回 答】

医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、国家公務員の医療職俸給表が見直され、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善や、診療報酬の改定が行われるなど、看護の処遇改善の推進が図られております。本市が直接実施するものではありませんが、今後も国・府の動向を注視してまいります。

本市におきましては、平成29年度から、看護師等の免許を持ち市内事業所に正規雇用された市内在住の方に対し、返還されている奨学金の2分の1を補助する「大東市未来人材奨学金返還支援補助金制度」を実施しており、医療人材の確保と、処遇改善にもつながるものと考えております。引き続き、各医療機関を含め広く周知してまいります。また、潜在医療従事者の復職支援につきましては、医療機関や大阪府とも連携し検討を進めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

【回 答】

医師の偏在解消や地域医療体制の向上につきましては、大阪府医師確保計画が策定され、医師や診療科の偏在の解消に努められております。本市といたしましては、大阪府地域医療構想や第7次大阪府医療計画の策定、および大阪府医療協議会等において、基礎自治体の状況を考慮した内容とすることを要望してまいりました。今後も引き続き、要望してまいります。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

【要 望】

＜継続＞

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【回 答】

国においては、以前より介護労働者の処遇改善加算が行われ、職場の定着に向けた取組が行われているところです。また、本市では、介護人材確保に向けて、大阪府、大阪府社会福祉協議会、大東市社会福祉協議会、北河内7市等とともに、効果的な施策について、検討しているところです。

介護労働者に対するキャリアアップのための対策強化については、市長会等を通じて国及び大阪府へ要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

なお、介護労働者に対する利用者や事業主からのハラスメント防止の必要性については十分認識しておりますことから、ハラスメント防止に向けた効果的な取組内容に関し、研究してまいります。

【要 望】

＜補強＞

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備と、子どもの心の発展をめざす目的で、地域包括支援センターを拠点として、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援を行うこと。

【回 答】

本市では、基幹型地域包括支援センター及び市内を4つに分けたエリア型地域包括支援センターとして相談窓口を設置し、各地域の様々な相談に対応できる体制を整えています。また、日頃の支援や市地域ケア会議などのネットワークを活用して民生委員、福祉委員、自治会等と連携を図り、地域包括支援センター内で情報を共有し、多職種で検討することにより、多種多様な相談に対応が行えるよう機能の充実・強化に取り組んでいます。

ヤングケアラーを含む介護を担う家族等への支援といたしましては、世帯で多岐にわたる分野の課題が絡み合っている場合もあるため、必要に応じて各分野の関係機関と適切な情報共有を行い、早期発見や複合的な支援を行える連携強化に努め、発見後には行政・地域包括支援センター・ケアマネジャー等が介入することにより、疾病等から要介護等の状態となっている本人や家族への支援体制を早期に構築します。また、状況に応じて介護保険サービス等の制度に関する情報提供および利用に関する調整を行い、介護負担の軽減を図り、派生している事象の解消を目指す支援を行います。

地域包括支援センターでは、市ホームページや案内冊子等の広報媒体を充実させることで、地域包括支援センターの存在や役割の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めています。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

【要 望】

＜継続＞

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

【回 答】

本市におきましては、共働き世帯の増大により保育需要が増加傾向にあることから、年度途中には待機児童が発生しております。このため、令和元年度に策定いたしました第2期大東市子ども・子育て支援事業計画では、長期的に安定した保育サービスの提供を維持するために、ニーズに合わせた利用定員の確保による待機児童ゼロの取り組みを進めているところです。今後につきましても、国や大阪府と連携し、引き続き待機児童の把握と、必要に応じた施策整備により、安心して子どもを育てられる、子育て環境の安定化を進めてまいります。

保育所等に在籍する子どもの兄弟姉妹である子どもの入所につきましては、当該保育所等に入所できるよう、優先的に利用の調整を行っております。また、障がいのある子どもの受け入れにつきましては、受け入れが円滑に行われるよう、園内の研修や事例検

討会、巡回相談及び保育所等訪問支援等を通じて、保育士の専門性を高める取組を進めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

【回 答】

保育士等を取り巻く状況の厳しさは全国的に認識されており、国においては、保育士の賃金改善やキャリアアップの仕組みに対応した処遇改善を行う等、段階的に労働環境の改善が進められており、令和4年2月から9月までは、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により、保育士等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための取り組みが実施され、10月以降については、公定価格の加算として「処遇改善等加算Ⅲ」が位置付けられたところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになってきていることから、WEB研修（オンライン研修）を積極的に活用する等、研修機会を更に充実させ、その専門性を向上させていく取り組みを今後も進めてまいります。

保育士の確保に向けた取組といたしましては、保育士の家賃補助を行う宿舎借り上げ支援事業等を実施しているところですが、補助制度を利用する保育士の人数は年々増加傾向にあることから、一定の成果は現れているものと認識しております。今後につきましても、安定した保育サービスを提供するため、様々な視点から保育士確保の取組を行ってまいります。

放課後児童支援員の労働条件及び職場環境につきましては、放課後児童クラブの指定管理者である、大東市社会福祉協議会と緊密な連携を図りながら、更なる定着率の向上と新規人材の確保に取り組んでまいります。また、大阪府主催の放課後児童支援員認定資格研修をはじめとする多種多様な研修機会を設け、支援員の資質向上に努めてまいります。なお、令和4年2月から国の放課後児童支援員等処遇改善事業等を活用してすべての支援員を対象に、処遇改善を実施しております。

職員の勤務条件等につきましては、法令を遵守しつつ、国や他の地方公共団体の情勢を見極めながら、今後も引き続き、適正な勤務条件の確保に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回 答】

共働き世帯が増大する等の社会情勢の変化に伴い、多様化する保育ニーズへの対応につきましては、本市でも取り組むべき課題の一つと考えており、病児・病後児保育を始めとする各種事業を実施する事業者に対しましては、国基準に基づいた補助金の交付を行っているところです。

病児・病後児保育のネットによる予約システムの導入につきましては、利用者の利便性やニーズ、および近隣市の状況を把握しながら、引き続き必要性を研究してまいります。また、施設の拡大に伴う保育士確保問題につきましては、保育所等に勤務する保育士に対する家賃補助として保育士宿舎借上げ事業等を実施しております。今後も、子育てと仕事を両立できる社会づくりの実現に向けた、多様な保育サービスの充実および利用拡大に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回 答】

企業主導型保育施設につきましては、指導権限を有する大阪府が施設内の立入調査を実施する際には、本市職員が立ち合い、保育内容や設備、基準の順守状況等の把握に努めております。今後も、子どもたちの安全な教育・保育環境を構築するため、大阪府と連携しながら企業主導型保育事業の質の確保に取り組んでまいります。

【要 望】

＜補強＞

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回 答】

生活困窮状態の背景には、多様で複雑かつ複合的な生活困難を抱えていることが多くあり、背景にある生活困難状況、当事者である本人が抱え続けている生きづらさへの理解とアプローチが必要であり、従来の社会福祉制度の枠内に、また特定の分野や制度の枠内にとどまらない、総合的かつ包括的な、そして継続的な支援を実施する相談窓口を設ける必要があります。

本市の自立相談支援機関「くらしサポート大東」では、生活困窮者への自立相談支援事業と生活困窮者及びひとり親家庭、生活保護受給者に対する就労支援事業、住居確保給付金の支給事務、家計改善事業の相談窓口を一体的に実施することにより、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、本市の生活困窮者支援として一人ひとりの状況に応じた一体的かつ包括的な支援を実施しております。

子ども食堂につきましては、子どもの食を保障するとともに、食事の提供を通じて、子どもの居場所や見守りを行うことにより、子どもが安心して暮らせる環境づくりに寄与する有意義な取組であると認識しております。

本市では、現在、10団体が子ども食堂の運営を行っております。また、本市子ども食堂支援補助金交付要綱に基づき、年2回申込の受付を行い、子ども食堂の運営等に係る必要経費の一部補助を実施しております。

一方で、昨今の社会情勢等による孤立や格差の拡大等により、各運営事業者における食事の提供数が増加し、材料費等の負担が増えている状況であることから、令和5年度から当該要綱を改正し、補助金額を増額する予定です。今後も、各運営事業者の負担軽減を図るとともに、更なる子どもたちの居場所づくりや地域社会のつながりを支援してまいります。

様々な機関が連携したネットワーク機関につきましては、昨年度から「大東市子ども食堂ネットワーク会議」を設置しており、定期的に子ども食堂運営事業者様間の情報共有や情報交換を行っているところです。今後も、子どもの居場所づくりを推進するため、関係機関のネットワーク構築について検討してまいります。

【要 望】

＜継続＞

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化すること。

【回 答】

本市における啓発・広報活動につきましては、国が定めている毎年11月の「児童虐待防止月間」に併せ、子育て講演会を実施しております。今年度も、テレビ等で活躍されている医師のおおたわ史絵氏を講師に迎え、「はじめの一步～子どもの健全な成長のために～」と題し、講演会を開催し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。

また、子どもに関する相談に包括的に対応するため、平成30年8月にネウボランドだいを開設し、0歳から18歳までの切れ目のないワンストップ型の支援を実施しております。また、様々な相談に対応するため、保育士や心理士等の資格を持つ職員を配置するとともに、大阪府等が主催する研修も積極的に受講し、職員の資質向上に努めております。関係機関に対しても、毎年本市主催の専門研修を実施し、関係者全体のスキルアップを図っているところです。

学校・園等との連携につきましては、要保護児童対策地域協議会で把握している児童について、目視による安全確認を行う等、虐待の早期発見・未然防止に努めるとともに、関係機関の連携を強化してまいります。

【要 望】

＜新規＞

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【回 答】

昨今の社会情勢の変化等により、本来養育者が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行うことにより、就学その他の活動に支障を来している児童が増加しております。

本市では、令和5年度から本市養育支援訪問事業実施要綱を改正し、当該児童がいる家庭においても、制度利用ができるようにいたしました。今後も、関係機関と連携しながら、ヤングケアラーの早期発見に努めてまいります。また、市内の小中学校（教職員）に対しては、ヤングケアラーの疑いに関する調査を令和2年度から行っており、社会資源につないで関係機関と連携を深めるために、スクールソーシャルワーカーによる福祉的な視点でのアセスメントやケース会議を実施しているところです。今後も、ヤングケアラーを早期発見できる場所が学校であることから、市教委主催の研修会において具体

的な事例とその対応を考えるような内容で企画し、同時にヤングケアラーの概念についても広く周知を続けてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(7) 誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けた相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回 答】

平成28年3月の「自殺対策基本法」の改正を受け、「大東市自殺対策計画」を策定いたしました。「誰も自殺に追い込まれることのない大東市」の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関との連携を図りながら自殺対策に取り組んでおります。具体的な取組といたしましては、ゲートキーパー講習や北河内薬剤師会と連携し、相談体制の構築をしております。また、大東市自殺対策推進連絡会議を開催し、関係機関との情報共有を行っております。今後も、ホームページやSNSなどを活用しながら相談窓口等の周知を図ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

【要 望】

＜継続＞

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの不登校、貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

【回 答】

本市では、子どもたちの学びの質を高めるために、教員が本来担うべき業務に専念できる体制の構築をめざしており、引き続き、加配教員や支援員の増員に努めるとともに、時間外労働の把握をタイムカードにて行い、多忙化解消に向けた取組を進めるなど、効果的な業務改善を図ってまいります。また、教員の欠員対策につきましては、全国的に教員が不足している状況にあり、欠員補充が大変困難な状態にありますが、速やかに対応できるよう努めていきます。

子どもが抱える様々な悩みにつきましては、全中学校に配置しているスクールカウンセラーのカウンセリングを実施し、厳しい家庭環境へのアプローチにつきましては、全小学校に配置している11名のスクールソーシャルワーカーを窓口とした関係機関との連携を進めております。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性を正しく理解し、小中が連携してそれぞれの資源を柔軟に活用できるよう、今後も本市として指導・助言し、また各校でさらに充実した支援体制を構築していくためにも、チームとしての学校力の向上に資する取組を一層推進してまいります。

【要 望】

＜継続＞

(2) 労働教育のカリキュラム化について（★）

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

【回 答】

本市においては、平成25年度から市内の公立中学校の生徒を対象に、経営者の話を聞くことにより、「働くこと」とは何かを考える機会を提供することで、大東市の産業を担う人材へと育っていくことを目的として、キャリア教育学習出前授業を実施しております。今後も学校と連携し、引き続き実施してまいります。

【要 望】

＜新規＞

(3) 消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

【回 答】

成年年齢の引き下げに伴い、消費者トラブルの未然防止の観点から消費者教育の重要性は認識しており、広報誌の消費生活センターだよりなど様々な機械や媒体を活用し、成年年齢が引き下げられたことによるトラブルの具体例について掲載しています。今後も広報誌やSNS等を通じての啓発記事を掲載することに加え、関係機関と情報共有を図り、消費者教育の推進に努めてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

【要 望】

＜補強＞

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

【回 答】

ヘイトスピーチは、特定の民族や国籍の人々を差別的な意図をもって排斥する趣旨の言動であり、人間の尊厳を傷つけ、差別を助長するものであり、決して許される行為ではないと認識しております。

また、インターネットはその匿名性や情報発信の容易さから自分自身が持っている「無意識の偏見」を自覚せず、異なる価値観を受け入れる視点が得られていないことにより生じるものと理解しております。

本市では、多様なものの見方や捉え方を認知し合うことで、偏った価値観に気づき、他者を尊重する気持ちになれるような取組を推進していきます。

今後も不当な差別的言動及び「無意識の偏見」の解消に向け、各関係機関と連携し情報共有を図りながら適切に対応してまいります。

【要 望】

＜継続＞

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。

【回 答】

本市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度を令和元年12月4日より始めております。また、令和4年9月1日からは、パートナーシップ宣誓制度の府内自治体間連携を開始し、当事者の府内住民異動に伴う手続きの負担軽減を図っております。

さらに、令和4年度、本市で行った「男女共同参画に関する市民意識調査」において、LGBT等のセクシャル・マイノリティについては、言葉についての認知は広がっているものの、内容まで知っている人は半数に満たない状況であることがわかりました。誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、今後もセクシュアルマイノリティへの理解・啓発を行ってまいります。

【要 望】

＜継続＞

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回 答】

就職差別の撤廃に向けては、大東市事業所人権推進連絡会と協働し、就職差別撤廃月間中の街頭啓発や、公正採用選考人権啓発推進員現任者に対する研修会を実施しております。

今後も、大東市事業所人権推進連絡会、ハローワーク門真、大阪企業人権協議会などの関係機関との連携し、部落差別解消推進法を始めとする様々な人権課題の周知・啓発を図ってまいります。また、採用や面接時における不適切な対応が行われることがないよう、必要な情報を適切に発信し、あらゆる差別のない明るいまちづくりの実現に向けた施策を推進してまいります。

【要 望】

＜継続＞

(5) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうることから、必要な支援を行うため、大阪府に対しても、財政支援を強力に求めること。

【回 答】

これまで新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、国や大阪府が実施する新型コロナウイルス感染症対策に加えて、その隙間を埋めるようなきめ細やかな取組を実施してまいりました。また、令和4年度においては、大阪府に対して、各自治体の財政規模の違いによって対策に差が生じることのないよう国に働きかけられたい旨、要望いたしました。今後も、あらゆる機会を通じて、大阪府等へ必要な財政支援を強力に求めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

【回 答】

昨年度導入いたしました大東市電子申請システムや、LINEをはじめとするSNS等を有効に活用するとともに、国において検討されているマイナンバーを活用した情報連携を基に「マイナポータルをハブとしたデジタルセーフティネット構築」の進捗状況や推移を見据えつつ、デジタル化を推進してまいります。また、行政におけるデジタル化を推進するにあたり、情報格差の解消は重要であると認識しており、有効な支援体制の構築について引き続き検討を進めてまいります。

【要 望】

＜新規＞

(7) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

【回 答】

デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードについて、行政運営の効率化及び市民の利便性向上等の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の趣旨に則って、適切かつ有効に取り扱っていくとともに、市民の皆様が安全・安心に利用できるよう、技術面・運用面ともに、安全な利用環境の整備に取り組んでまいります。

【要 望】

＜継続＞

(8) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回 答】

頻繁に往来のある施設への投票所の設置につきましては、同じ場所を継続して活用する方が、有権者等の混乱が起きにくいという観点から、各地域の公共施設や自治会館等の馴染み深い施設を中心に、バリアフリーや駐車場等の設置状況、自宅から徒歩圏内で行ける距離などを考慮しながら、市内32箇所に投票所を設置しております。また、期日前投票所につきましては、有権者の利便性を図るため、市役所の他、本市の玄関口であるJR住道駅に直結する施設など計4箇所に設置しております。共通投票所の設置（拡大）につきましては、令和7年度までに全国の自治体で導入が予定されております標準準拠システムの動向に注視しつつ、引き続きコスト面やセキュリティ面など費用対効果等の検証を行ってまいります。

期日前投票時間の弾力的設定につきましては、投票開始直後と投票終了間際の時間帯は、投票者数が他の時間帯と比べ、少ない傾向が見られるため、投票時間帯を拡大した場合におきましても、その効果は少ないと考えておりますが、今後も近隣各市の状況等を参考に、引き続き研究を行ってまいります。

投票所の設置に関する募集につきましては、期日前投票所に限り、施設側からの提案があった場合において、投票の利便性、投票率の向上、管理執行上の問題や、他市町村の先行事例を参考に、設置について検討をしてまいります。

自書から記号式に改める投票方法につきましては、開票時間の短縮・無効票の削減・障害者の投票参加等において非常に有効であると考えます。一方で、公職選挙法においては、地方公共団体の議会の議員または長の選挙に限って認められており、期日前投票や不在者投票、国政選挙では認められておらず、投票方法の不一致が有権者に混乱を与える可能性もあるため、慎重に検討してまいります。

不在者投票の手続きにつきましては、公職選挙法において定められており、同法を遵守しつつ有権者の投票機会をより確保するため、現在認められている郵便以外の方法の研究を行い、国へ要望してまいりたいと考えております。

5. 環境・食料・消費者施策

【要 望】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回 答】

本市では、循環型社会形成推進基本法の考えに基づき、ごみの発生抑制を再使用や再資源化等よりも優先する事項と位置付けており、発生抑制の一つである食品ロスの削減につきましても、令和3年4月に「第5期大東市一般廃棄物処理基本計画『食品ロス削減編』」を策定し、大阪府と連携して情報収集等を行い、啓発活動等の取組を進めております。

今後も、事業所に対する啓発はもとより、市民の皆様や教育関係者等へ向けても、食品廃棄物等の発生抑制のため、食品ロスやフードバンク活動団体等の存在周知等を含め、啓発方法について研究してまいります。

【要 望】

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回 答】

本市では、令和3年4月に「第5期大東市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、消費者・事業者・大阪府等と連携・協力のもと、市民生活や事業活動等において食品ロスの削減に繋がる取組を推進しております。

具体的目標としましては、国や大阪府に準じて、家庭系、事業系の食品ロスの半減をめざすこととしております。引き続き、段ボールコンポストの普及促進、フードバンク活動団体等を通じたフードドライブの推進など様々な方策を検討し、持続可能な生産消費形態の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、本市におけるフードバンク支援につきましては、平成26年より大東市社会福祉協議会の生活困窮者緊急物資支援事業と連携し、生活困窮者に対して食料の提供や備品の貸与を行っております。また、生活困窮者に対する早期自立に向けて包括的な支援を行う中で、いかに早期かつ確実に食料支援を行えるか、またフードバンク活動に対する連携・協働を行うことや社会的認知を高めるための情報発信・広報活動の在り方などの対応策につきましても、継続して検討してまいります。

【要 望】

＜継続＞

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回 答】

本市消費生活センターにおいても、悪質クレーム案件と思われる消費者からの相談がありますが、どのような内容でも訴えを途中で遮断することはせず、十分に傾聴して、消費者が冷静に理解できる状態になったことを見極めてから、過剰要求に至っている旨を説得しているところです。不満や不安などを吐露された後は相談員の説明に理解を示し、案件の解決に至っています。

また、コロナ禍の一定収束に伴いまして、各地域への出前講座等も実施しておりますが、消費者教育の一環として、カスタマーハラスメントの定義や、強要罪、不退去罪、損害賠償責任等の犯罪となりうる可能性についても言及しているところです。

【要 望】

＜継続＞

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

【回 答】

本市におきましても、「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」といった特殊詐欺被害が発生しておりますが、所轄警察署とは情報交換等を行うなど被害拡大防止のため綿密な連携強化を図っているところです。また、従来のSNS やチラシ等を介した注意喚起に加えて、被害発生が局所的に発生する傾向もあることから、防災行政無線及び被害発生エリアを基点に広報車巡回による注意喚起を実施しているところですが、具体的な手口を交えながらの注意喚起を展開しているため、高齢者を含めた地域住民の皆さまには徐々に浸透しつつあると認識しております。

なお、令和4年度より固定電話に接続する「特殊詐欺撃退器」の無料貸与を実施しており、好評につき令和5年度も実施する予定です。

【要 望】

＜継続＞

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府であるが、市としても取り組みが進むよう行うこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回 答】

本市では、「第2期大東市環境基本計画」や「第4期大東市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、温室効果ガスの排出量を削減する取組を行うこととしており、温暖化対策推進として、住民等への啓発事業の一環で小学生への環境教育や市民講座を実施しております。また、令和5年3月定例月議会では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組を進めることを表明しました。令和5年度には、市域の温室効果ガスの削減に取組むための実行計画（区域施策編）の策定を予定しており、本市の地域特性や地域の持っているポテンシャルを生かした計画にしたいと考えております。

引き続き、地方自治体として必要な支援策等について調査研究を行うとともに、大阪府等関係機関と連携を密にしながら「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組を進めたいと考えております。

【要 望】

＜継続＞

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回 答】

再生可能エネルギーの導入促進を始め、温暖化対策に関する補助制度につきましては、国や大阪府において様々な支援制度が実施されており、それらの制度を活用できるよう市民へ最新の情報を発信するよう努めているところです。また、本市では現在、雨水タンクの設置に関する補助制度やグリーンカーテンの普及活動などを実施しておりますが、引き続き再生可能エネルギーの導入促進に関する補助制度等について、幅広く調査・研究を行ってまいります。また、蓄電設備等の技術開発やスマートグリッドの構築につきましても情報収集を行い、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

【要 望】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回 答】

本市に存する3駅舎すべてに、エレベーターが設置されております。駅舎等へのエレベーターの設置に関しては、バリアフリー化の促進のため、国、府や基礎自治体により鉄道事業者等に対し財政支援がありますが、維持管理については各事業者で実施いただくこととなっております。

【要 望】

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回 答】

ホームドア等の鉄道駅からの転落防止装置の設置につきましては、国や大阪府による補助制度がありますが、令和5年4月からは駅などのバリアフリー化を進めるため、「鉄道駅バリアフリー料金制度」によりホームドアやエレベーターの設置などの費用を運賃に上乗せし、鉄道の利用者に幅広く負担してもらう制度が実施されます。本市といたしましても、市内3駅の安全対策の推進に対する支援強化を引き続き、国や大阪府に対して要望してまいります。

また、令和3年には、施設管理者のソフト対策や心のバリアフリーへのさらなる取組を図るべく、バリアフリー法が改正されました。これを受け、本市においては、令和5年3月にバリアフリー基本構想を改訂しました。引き続き、誰もが安全で安心して参加できる社会の実現に向け、市内小学校でのバリアフリー教室など、「心のバリアフリー」への取組を計画的、継続的に実施してまいります。

【要 望】

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底、必要に応じて取り締まりの強化を図ること。

【回 答】

社会背景の変化に伴い、自転車に関わる事故が増加傾向にあることから、本市といたしましても自転車利用者への啓発が重要な課題であると認識しております。

現時点におきましても各種啓発活動を展開しているところですが、これにとどまらず、

道路所管部局や警察等の関係機関と連携しながら、交通事故撲滅へ向けたより一層の啓発強化に努めてまいります。

また、市内の道路につきましては、十分な幅員のある道路が少なく、現道路内に新たに自転車帯を設置することは困難ですが、道路整備を行うに当たっては、引き続き大阪府警察と自転車通行空間等の整備について協議を行い、自転車歩行者の安全確保に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

【回 答】

本市におきましては、平成30年度に滋賀県大津市において、保育所外を移動中の園児が交通事故で亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受け、市内の保育所等における園外活動利用経路の安全点検を実施し、安全対策を進めているところです。

なお、点検等により危険力所が見つかった場合には、その危険力所の状況に応じた、対応可能な対策を講じております。今後も、警察署等の関係機関と連携を図りながら、メンテナンス等の必要な対策を進めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く市民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成等の支援を行うこと。

【回 答】

本市が作成している「大東市総合防災マップ」、自主防災訓練、出前講座及び災害対策を紹介したYouTube動画等により、災害時の避難要領、家庭備蓄の奨励、防

災・減災対策の周知や啓発活動を行うとともに、平成28年度に整備した避難行動要支援者名簿につきましても、定期的に更新を行っております。

地域防災計画につきましては、新型コロナウイルス等の感染症を考慮した計画に改正するとともに、情報発信のツールとして本市のホームページやFacebook等のSNSにより、幅広く市民のみなさまにタイムリーな防災情報を発信できるよう整備してまいります。また、防災士の存在についても重要なものと考えており、育成等に関して情報収集し、地域防災力の向上に繋がるよう検討してまいります。

【要 望】

＜継続＞

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回 答】

大規模地震発生時において初動体制を確立することは極めて重要であり、本市におきましては、計画に基づき震度に応じて、職員がそれぞれの割当場所に、自動的に参集することになっております。

特に、避難者の直接受け入れ業務を行う地区対策部につきましては、交通路が寸断された場合を想定して、参集経路や移動手段の確認を行うとともに、自主防災組織と連携した避難所の開設等の訓練を行い、初動体制を確立しております。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

【要 望】

＜継続＞

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また災害がより発生しやすい箇所を特定し、維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回 答】

本市では、災害の未然防止の観点から、出水期前に関係機関等と連携して、危険個所の点検を行うとともに、出水期時は、定期的にパトロールを行い形状の変化等の監視を継続しております。また、災害警戒本部設置時は、土砂災害警戒地域等の土壌雨量及び河川の水位の監視等の情報収集の強化に努めるとともに、避難情報等の伝達強化を図るため大東市防災アプリを導入してまいります。

土砂災害につきましては、大阪府が土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を行っておりますが、平成28年9月に本市域内すべての区域指定が完了しており、土砂災害警戒区域が110箇所、土砂災害特別警戒区域が

100箇所となっております。本市では、大阪府と合同で毎年梅雨時期前に急傾斜地のパトロールを実施し、法枠工や待ち受け擁壁に異常がないかどうかを確認しております。

また、山間部からの急激な土砂などの流出を防止することを目的に、本市域内で30箇所の砂防堰堤が整備されております。これらの点検、復旧については、大阪府において3年に1回、異常箇所の把握に努められておりますが、現在のところ、大東市域で修復が必要な施設はないと確認しております。

また、土砂災害対策として、がけの崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転を促進するため、令和2年1月より、がけ地近接等危険住宅移転補助制度を設けており、土砂災害特別警戒区域が指定される以前から当該区域内に建てられた住宅を対象に、除却工事を行い、特別警戒区域外（本市内に限る。）に住宅を移転させることに対して、その費用の一部について補助する制度を設けております。今後につきましても、大阪府との連携を強化し、山間部の維持・管理に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回 答】

大阪府下に大型台風等の接近が予測される場合や震度6以上の地震が発生した場合、大阪府より、日常生活モードから災害時モードへの意識の切り替えの呼びかけ（災害モード宣言）が発信されます。その場合、本市ホームページや大東市防災アプリ等を通じて、本市地域への伝達や啓発を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所として、飛沫防止対策のパーティション、消毒アルコール、非接触体温計等の備蓄物資の整備を行うとともに、YouTube動画等により誰でもが躊躇なく避難できるよう、市民啓発を行ってまいります。

【要 望】

＜継続＞

(8)鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

【回 答】

近年、全国各地で頻発する自然災害の中でも、とりわけ多く見られる災害は大雨による河川氾濫や内水浸水被害であり、被害の規模においても激甚化の様相を呈しております。本市では、過去に大きな水害に見舞われた経験から、治水対策には国・府と共に力量を注いできたとはいえ、今後の想定を超えた災害に対しては、減災の基本となる「予防」「応急対策」「復旧」について、関係機関それぞれの立場を超える協力が必要であると考えております。本市としましては、災害による被害軽減のため、今後においても

国、府等の各関係機関及び市民との連携が図れるよう努めてまいります。

また、本市の鉄道を所管している西日本旅客鉄道株式会社とは、本市の地域防災計画の策定に関し、住道及び四条畷の両駅長から意見をいただき、同計画の策定を行うとともに、日頃から緊急時の通信を確保する等訓練を行い、積極的に連携を図っております。

【要 望】

＜継続＞

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回 答】

本市が実施する公共交通事業におきましては、現在まで暴力行為が発生したという報告はありませんが、そのような事例が発生した場合には、乗務員による緊急通報等の対応をしております。行政としての「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動につきましては、事業者と連携を図り進めているところです。また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策への支援措置につきましては、国・大阪府の動向を注視しております。

【要 望】

＜継続＞

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。既存路線の維持のため、国や大阪府に対して補助金を求めるなど、交通インフラの維持をはかること。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回 答】

本市が実施する公共交通施策におきましては、公共交通が運行していない地域、利用することが困難な地域も含め、今後、本市全域において交通体系の見直しを図る必要があると考えております。

現在、本市が運行している公共交通が将来的な市域全体の需要に整合するかどうかなど様々な検討や調査・研究を行いつつ、また、大阪モノレール南伸など公共交通の取り巻く将来的な環境の変化を踏まえ、交通弱者の方々を含め市民の皆様によくご理解いただけるような利便性の高い公共交通の実現を目指してまいります。

また、本市では、介護予防等に効果のある大東元気でまっせ体操を実施する通いの場へ身体・環境要因等で自力では行くことができない高齢者を対象に、移送サービス事業を実施しており、復路ではスーパー等に寄って買い物ができるサービスとなっております。買い物支援といたしまして、生活支援コーディネーターが中心となって、スーパー等の店舗が近隣になく、買い物が困難な事例が発生する可能性の高い地域を整理し、移動販売・商品配達・ネット注文・配食サービス等の買い物サポートサービスを行っている店舗情報を収集し、地域住民や支援者等へ情報提供を適宜行っています。同時に把握した住民や地域のニーズと店舗サービスをマッチングするなどのコーディネートも行っ

ています。更に収集した情報は、市が発行し全戸配布を行う「高齢者のための暮らしの情報誌」やホームページに掲載し、店舗等に関するURLを二次元コード化するなど、情報にアクセスしやすい工夫を行い、広く発信しています。

なお、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」では、参画する企業と府内市町村が連携し、スマートモビリティやAIオンデマンド交通を活用した地域公共交通の課題解決に関する研究や導入モデルの創出に取り組んでおられます。研究結果について情報を収集するとともに、地域全体における公共交通の最適化に資するものかどうか、本市における有用性を検証してまいります。

【要 望】

＜継続＞

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者には水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回 答】

本市水道事業はこれまで、業務効率化の観点から民間委託等を実施し、職員数の削減を進めてまいりましたが、今後は一層施設の老朽化が進むことから、計画的な施設整備や適切な維持管理に備え、適正な職員数の確保と技術継承を含む職員の育成等、環境整備を進めてまいります。

また、安全な水の供給、水道の持続性の確保等、施策を検討する場合には、水質や事業の収支見通し等の必要な情報を市民の皆様に対して広報・周知し、理解を得ることが重要であることから、今後も情報発信に努めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

【要 望】

＜継続＞

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回 答】

要望されております医療提供体制の強化は、主に国と都道府県の役割としてこれまでも取り組まれており、大阪府は一般診療との両立を踏まえ、感染状況に応じた病床の運用を図るため、大阪府病床確保計画で、フェーズ毎の確保病床数とフェーズ切替の移行基準が定められています。本市が直接実施するものではありませんが、地域医療への支援として、大阪府や地域医師会と連携して、可能な範囲で支援方法を模索してまいります。今後も安定した医療体制の構築について、大阪府に要望してまいります。

【要 望】

＜継続＞

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

【回 答】

療養施設に関することにつきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性者となられた方のうち、「入院治療の必要がない軽症者・無症状者」の方がご利用いただける、無料の宿泊療養施設を大阪府が所管しております。今後5類への移行に伴い、対象者等の変更が行われる予定ですが、今後の状況により必要がありましたら国・大阪府に働き掛けてまいります。

【要 望】

＜継続＞

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充すること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

【回 答】

PCR検査につきましては、発熱患者は大阪府が指定した診療・検査医療機関で検査を受けることができます。今後も状況に応じてより多くの方が検査を受けることができるよう、国・大阪府に働き掛けてまいります。

【要 望】

＜継続＞

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回 答】

過去においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる物資購入費用の助成として、大阪府では飲食店向けにアクリル板やCO2センサーの設置に対して、10万円を上限として助成しておりました。また、本市独自政策として、小規模飲食店を対象に店内の

除菌コーティング作業を事業所の費用負担なしで行ってまいりました。今後においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行しますことから、感染者数の動向を注視しながら必要な支援施策について検討してまいります。

【要 望】

＜継続＞

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

【回 答】

本市域において緊急事態宣言等が発令された際には、要請内容等を防災行政無線による放送、各種施設へのポスター掲示、ホームページ等への掲載及びY o u T u b e 動画等を通じ、目的や意義、要請内容等、わかりやすく丁寧に周知・啓発を行っております。また、休業要請についても、有効性や客観的根拠に基づいて行うよう努めてまいります。

【要 望】

＜補強＞

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回 答】

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（令和5年春開始接種）を迅速かつ計画的に行うため、国や大阪府に対して、必要な支援や、ワクチン供給や対象者の前倒し等の中長期的な計画を速やかに示していただくよう求めてまいります。

単身者や学生など居住地以外での接種については、接種を希望する市町村で住所地外接種届をしていただくことで接種することができ、他自治体と連携して接種記録の管理体制を構築しております。

また、副反応の情報につきましては、国から大阪府を通じて、情報提供を受けております。ワクチン接種を希望した市民の皆様が安心して接種できるよう接種券の個別通知や広報、ホームページ等を通じて、ワクチンに関する正確な情報を発信してまいります。

【要 望】

＜継続＞

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

【回 答】

感染症対策では、保健所と市町村が緊密に連携し、機能的に役割を果たす必要があります。今後もその役割を確実に担っていただけるよう、保健所機能の整理と強化について、国・大阪府に要望してまいります。

【要 望】

＜継続＞

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回 答】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、最前線で感染対策を行う医療従事者や生活維持に関わる従事者など、感謝や応援すべき対象の方々にまで不当な差別や偏見が広がっております。

本市では、このような人権侵害をなくし、正しい情報の収集と思いやりの気持ちを呼びかけるため、愛媛県の有志から広がっている「シトラスリボンプロジェクト」に賛同するとともに、広報誌、ポスター、ちらしなどの広報媒体を活用して、市内公共施設や学校をはじめ、自治会等へも掲示や回覧に協力を依頼し、広く周知を図っております。

今後も差別の防止に向け、様々な機関と連携して市民への周知を図ってまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

【要 望】

＜継続＞

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回 答】

国で実施している雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、令和 5 年 3 月 31 日で終了いたしました。どちらの制度も雇用や生

活の維持に重要な役割を果たしている制度であることから、国の動向に注視するとともに、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、制度継続の必要性や一般会計からの支出について、適宜国に対して要望してまいります。

【要 望】

＜継続＞

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、市が各種支援制度を行っているわけではないものの、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回 答】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種支援制度につきましては、広報誌、市ホームページ、FAX等にて周知をするとともに、大東商工会議所にご協力いただき会員向け会報誌においても周知しているところです。

今後におきましても、支援が必要とする事業所が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取組を行うとともに、市独自制度につきましては、支給の迅速化へ向けた体制の整備に努めてまいります。

【要 望】

＜継続＞

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

【回 答】

本市の自立相談支援機関「くらしサポート大東」におきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、今年度も引き続き生活費や家賃の支払いに困っている方や職を探している方からの相談が増えております。特に昨年度は離職・廃業がやむを得ない休業等により経済的に困窮し、家賃を払うことが困難になった際の住居確保給付金及び貸付等の相談が大幅に増加したため、相談支援員の増員を図り、人員体制の強化を行いました。

生活困窮者支援は生活困窮者の生活全般に関わり展開されるものであり、複合的な課題を抱えた生活困窮者の支援に当たっては、法に基づく事業だけではなく、地域の多くの関係機関と連携・協働し、求職者支援制度や自立支援に関連する諸制度など、本人の状況に応じた制度施策を活用し、包括的に支援を行うことが重要であると認識しております。今後、本市の生活困窮者支援を効果的に進めていくため、地域の関係機関・関係者と連携体制の構築しながら、本市のホームページを始めとした様々な媒体による生活困窮者自立支援制度の情報発信を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による生活や仕事、住まい等に課題を抱えている相談者に対して、わかりやすく、きめ細やかな本人に寄り添った支援を行ってまいります。

【要 望】

＜継続＞

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回 答】

国におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業規模に応じた「事業復活支援金」の給付を実施しておりました。

また、その後、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため「事業再構築補助金」を実施しております。

今後は、新型コロナウイルスの影響に限らず、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国に対して要望していくとともに、制度が創設された際には適切に実施してまいります。

【問い合わせ先】

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ

TEL 072-870-0403